

損害保険用語の解説(50音順)

■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を及ぼします。

■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故(戦争・暴動など)によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

■告知義務

保険契約の締結の際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る、また、保険会社からの質問に正しくお答えいただく(不実を申し出ない)義務をいいます。

■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。自動車保険においては、市場販売価格相当額(同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗程度の自動車の価格相当額)をいいます。

■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および、地方税法に則り、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

■支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

■正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

■責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出などを行っています。

■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

■保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあります。

■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことで、保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責といいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しで説明されています。保険事故が発生しても、免責となっている事項に該当する場合は補償されません。

■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	71
上位10名の株主	69
取締役および監査役	70

II 保険会社の主要な業務の内容

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	16~19
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	44
・経常収益	
・経常利益または経常損失	
・当期純利益または当期純損失	
・資本金の額および発行済株式の総数	
・純資産額	
・総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	
・責任準備金残高	
・貸付金残高	
・有価証券残高	
・保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)	
・配当性向	
・従業員数	
・正味収入保険料の額	

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	45
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	46,48
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46,47
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46,47

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	50
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
● 出再を行った再保険者の数	49
● 出再保険料の上位5社の割合	49
● 出再保険料の格付ごとの割合	49
● 未収再保険金の額	47

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	65
● 責任準備金積立水準	65
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 貸付金償却の額	66
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	49
● 事業費	67

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	50
● 利息配当収入の額および運用利回り	51
● 海外投融資残高および構成比	51
● 海外投融資利回り	51
● 商品有価証券の平均残高および売買高	62
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	62
● 保有有価証券利回り	62

● 有価証券の種類別の残存期間別残高	63
● 業種別保有株式の額	63
● 貸付金の残存期間別の残高	63
● 担保別貸付金残高	63
● 用途別の貸付金残高および構成比	63
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64

(5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	64
● 特別勘定資産	64
● 特別勘定の運用収支	64

4 責任準備金の残高の内訳

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	24~26
2 法令遵守の体制	22
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	26
4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称	11

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

● 貸借対照表	54~56
● 損益計算書	57,58
● キャッシュ・フロー計算書	60
● 株主資本等変動計算書	58,59

2 リスク管理債権

・破綻先債権	
・延滞債権	
・3カ月以上延滞債権	
・貸付条件緩和債権	
・リスク管理債権の合計額	

3 債務者区分に基づいて区分された債権

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・要管理債権	
・正常債権	

4 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

● 有価証券	67,68
● 金銭の信託	68
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	68
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
● 先物外国為替取引	68
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	68
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68

6 その他

● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	54
--	----